

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			3	第1	4	(1)					提案施設	「新ごみ処理施設との連携、相乗効果が見込める機能」とありますが、新ごみ処理施設の建物や外構部分の設計内容や実施する事業等についてご教示ください。特に本施設との接続部分や設けられる市民公開機能(ジョギングコースや屋外遊具、カフェ等)について詳細にご教授願います。相乗効果を発揮するには双方の機能が重複することを避けたり、機能補完することも必要と思われる。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定) 屋外遊具等、一部の情報は現時点で開示ができないため、詳細は、事業契約締結後に協議します。
2	○			5	第1	4	(3)	エ				維持管理業務	「大規模修繕は、本市が直接行う」とありますが、本事業期間中には行わないことが前提でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P80に記載のとおり、大規模修繕については、事業者が作成する長期修繕計画の内容を踏まえ、本市が直接実施するが、事業者は、事業期間中に大規模修繕が発生しないよう、計画的に修繕を行い、予防保全に努めてください。
3	○			5	第1	4	(3)	オ	(工)			運営業務	「環境学習」について、新ごみ処理施設に設置される機能や実施提供する予定のプログラム等についてご教示ください。	現時点では開示ができないため、詳細は、事業契約締結後に協議します。
4	○			5	第1	4	(3)	オ	(工)			運営業務	新ごみ処理施設で行われる環境学習を実施する企業は本事業とは別に選定され委託されるとの理解でよろしいでしょうか。もしくは新ごみ処理施設整備運営事業を実施している事業者が行うのでしょうか？その場合にはその運営業務を実施する企業が本事業に参加することは可能なのでしょうか？特定のグループにのみ参加することで業務連携等で不公平さが出る可能性が考えられます。	前段：新たなごみ処理施設整備事業の事業者です。 後段：制限は設けていません。環境学習については、要求水準書(案)P96について、「ク.環境学習として、新ごみ処理施設で実施が予定される環境学習やイベント等に協力すること。」と修正します。なお、環境学習に限らず、新たなごみ処理施設整備事業の事業者は、本事業が円滑に履行されるよう、協力を行います。
5	○			6	第1	7	(4)	イ	(ア)			利用料金	指定管理料は物価スライドが適用されますが、施設利用料金においても、事業者の健全な運営を維持するためには最低賃金や水道料金の改定に伴う利用料金の改定が不可欠です。定期的に使用料金を改定する提案は可能でしょうか。	不可とします。利用料金の改定については、条例の上限内で、協議に応じるものとします。
6	○			7	第1	4	(4)	ウ				利用料金等収入の還元	本施設利用者から得る収入について、事業者が起因しない理由で提案時想定を大きく下回った場合は、貴市に対して補助金申請等の相談をすることは可能でしょうか。	相談には応じます。
7	○			7	第1	4	(6)					光熱水費の負担	「余熱が供給されない場合は本市が負担する」とは新ごみ処理施設が休業の場合のことなのか、ないしはトラブルにより供給されない場合のことなのでしょうか。	原因を問わず供給停止日数が7日/年を超えた場合には、8日/年以降の燃料費の増額分を市が負担する予定であり、実費精算を想定しています。
8	○			7	第1	4	(6)					光熱水費の負担	維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費(電気及び自主事業を除く)について、事業者の提案額に応じて定期的に支払うとありますが、事業期間内の上下水道・ガスの使用量を想定して提案額を算出するという理解で宜しいですか。	お見込みの通りです。
9	○			7	第1	4	(6)					光熱水費の負担	(余熱が供給されない場合は本市が負担する)とありますが、余熱相当分の熱を発生させるのにかかった費用(ボイラー燃料費等)を負担していただけると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.7をご参照ください。
10	○			7	第1	4	(6)					光熱水費の負担	(余熱が供給されない場合は本市が負担する)とありますが、1炉運転期間に不足する余熱相当分の熱を発生させるのにかかった費用(ボイラー燃料費等)も負担対象と考えてよろしいでしょうか。	1炉運転時も、供給する高温水の条件は変わらない計画です。
11	○			7	第1	4	(6)					光熱水費の負担	維持管理及び運営業務に係る光熱水費は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価に含め、事業者提案額に応じて本市が定期的に支払うとの記載がございますが、電気以外の光熱水費はサービス対価に含まれるとの理解でしょうか。その場合、余熱利用施設や公園管理に必要な水や、ごみ処理施設停止期間中の熱源の使用を含め、貴市で費用を算出された資料をご提示いただけますでしょうか。	前段：お見込みの通りです。 後段：事業者提案をお願いします。
12	○			8	第1	4	(4)					表1-2	公園における提案施設に関して「建築物以外のものを対象」と記載されていますが、例えば教養施設(植物園等)で簡易な屋根や壁があるものも対象外との理解でよろしいでしょうか？建築物以外の事例を具体的にご教示いただけないでしょうか。	公園事業の国庫補助対象となる施設であれば、建設可能です。
13	○			8	第1	4						飲食機能の収入	飲食機能の運営を事業者(SPC)から構成員、協力企業または外部の第三者に委託する場合、収入はその業務を受託した企業等の収入としてよろしいでしょうか。	飲食機能分を含め、要求水準書(案)P89に示す、毎事業年度の事業報告書(収支決算書を含む)を提出することを条件に認めます。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
14	○			9	第1	4	(7)					事業スケジュール	維持管理運営業務に関する水光熱費(電気)はごみ処理施設から供給されることですが、「令和9年4月以降、隣接する新たなごみ処理施設から熱供給を開始する予定である。」との記載がございます。開業準備期間の水光熱費(電気・ガス代)はどのように見込むべきでしょうか。	開業準備期間の水光熱費はサービス対価に含めます。なお、新たなごみ処理施設から供給される熱・電気は、令和9年4月の供用開始まで安定した供給がされないため、プレオープン等を実施する場合の水光熱費は事業者の負担とします。
15	○			11	第1	6						遵守すべき法律制度等	【要綱・基準等】(ウ)公共建築工事標準仕様書に記載している内容はすべて遵守しなければいけません。品質を確保できる内容で仕様書にない工法や材料の採用を提案することは可能ですか	同等以上の品質が確保できるものであれば可能です。
16	○			12	第1	7	(1)					立地条件	工場立地法に基づく緑化率について、37,028.03㎡の25%≒9,257㎡となり、新ごみ処理施設の緑地面積は約9,700㎡であることから、既に要件を満たしているということでしょうか。	お見込みの通りです。
17	○			12	第1	7	(1)					立地条件	北側接道について、「新ごみ処理施設区域北側に市道菖蒲6号線と接続する道路を新設予定」とあります。本事業の工事動線として使用可能かどうか、可能な場合の使用時期についてご教示下さい。	令和8年4月の供用開始後は可能です。
18	○			13	第1	7	(1)					立地条件	北側新設道路に口径150mmの給水管を敷設予定とのことですが、施設の一部に井水をくみ上げて利用することは可能ですか。もちろん埼玉県の揚水規制は遵守します。	埼玉県条例等の範囲で利用可能です。
19	○			13	第1	7	(1)					立地条件	浸水深ランク3.0～5.0m未満、湛水想定0.25～0.5mとのことですが、2階建て計画を想定した場合、1階床高0.5m以上で2階床高5m以上を理想として計画すべきでしょうか。	余熱利用施設は災害時に一時的な避難場所としての活用を想定しているため、盛土を行うこととしています。また、新ごみ処理施設については、提案により最大浸水想定深(T.P.+12.04)以上に嵩上げる予定です。これらの計画を踏まえた造成計画、設えをご検討ください。詳細は、入札公告時に図面をお示しします。
20	○			13	第1	7	(1)					諸条件表1-3	電気は新ごみ処理施設からの引き込みとなりますが、新ごみ処理施設が電気点検等で電気を供給できない状況になることはないのでしょうか。資料8には全炉停止期間が7日間ございますが、その間の電気の供給はどのようになるのでしょうか。	電気は電力会社の電力を外部から引込みます。全炉停止期間の7日/年のうち1日は電気設備も含めた点検となるため、電気の供給も停止します。それを除く6日は電力会社からの電気が供給されます。
21	○			13	第1	7	(1)					諸条件表1-3	インフラ整備状況について、プール清掃時の排水や給水は特設制限がなく、いつでも排水・給水可能との理解でよろしいでしょうか。	排水・給水能力に応じて制限される場合があります。詳細は、事業契約締結後の協議によるものとします。
22	○			13	第1	7	(3)					運営開始期限	「公園については事業者の提案により運営開始日を早めることも可能とする。」との記載がございますが、運営開始日を早めた場合は評価いただけるということでしょうか。	評価の詳細は、入札公告時にお示しします。
23	○			14	第1	7	(4)	ア	(ア)			運営時間	様々な地域や世代の人に訪れていただくためには、閉館時間が早すぎると思われれます。閉館時間は制限はあるのでしょうか。	ご提案により延長も可としますが、具体的な閉館時間については、事業提案書提出までに本市と協議を行うようにしてください。
24	○			14	第1	7	(4)	ア	(ア)			余熱利用施設	「※閉館時間は、平日・土日祝日も同様とする。」と記載されていますが、時間延長を提案しても平日・土日祝は閉館時間を同様にしなければならないのでしょうか。	事業者にて設定いただいて構いません。
25	○			15	第1	7	(4)	イ				利用料金	いかなる健康法も継続無くして効果なしと言われておりますので、個々の単独利用料金とは別に継続を促すために月会費制も導入することは可能ですか。	可能です。
26	○			15	第1	7	(4)	イ				利用料金	駐車場の利用料金の記載がありませんが、駐車場の利用は無料とするということでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	○			15	第1	7	(4)	イ				利用料金	バーベキューエリアの利用料金は、事業者が提案した金額にてあらためて条例を定めるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	○			16	第1	7	(4)	ウ	(カ)			駐車場	駐車場料金の徴収は想定していないとの記載があります。料金徴収を行わない場合、長期に車両を放置される可能性があります。放置車両の撤去等に必要の費用が発生した場合、当該費用は市のリスクとの理解でしょうか。	徴収は想定しておりません。放置車両等の対策は別途ご検討ください。
29	○			16	第1	7	(4)	ウ	カ			駐車場	駐車場料金の徴収が、事業計画に必要な場合は、徴収が可能と理解して宜しいでしょうか。	不可とします。
30	○			16	第1	7	(4)	ウ				施設利用方法	「自由利用」とはどのようなことでしょうか。	利用者の制限を設けないということです。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
31	○			17	第1	7	(6)					健康増進施設認定制度の適用	「運動型健康増進施設の認定を受けられる水準を確保する」とありますが、指定運動療法施設の指定を目指した場合でも、本市は医療機関の選定及び提携に向けた調整に協力いただけるのでしょうか。その場合、本市からの選定が優先されるのでしょうか。	可能な範囲で協力します。詳細は、事業契約締結後に協議します。
32	○			19	第2	1	(1)	サ				業務の対象範囲	「新ごみ処理施設の整備計画に十分配慮するものとし」とありますが、入札提案時にも配慮が必要かと考えます。新ごみ処理施設の設計内容等についてご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
33	○			19	第2	1	(2)					業務期間	新ごみ処理施設との連携も踏まえた提案が必要かと思われます。新ごみ処理施設の設計建設スケジュールや施工計画についてご提示ください。	入札公告時にお示しします。
34	○			21	第2	3	(1)	ア				相互利用による相乗効果	新ごみ処理施設の設計内容が分かりません。新ごみ処理施設で想定している相互利用について、具体的な説明が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
35	○			21	第2	3	(1)	イ				動線に配慮	新ごみ処理施設の利用者が本施設へ訪れやすいよう、動線に配慮するとありますが、新ごみ処理施設の設計内容が分かりません。事前に、新ごみ処理施設の動線について、具体的な説明が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
36	○			21	第2	3	(1)	ウ				新ごみ処理施設との連携	『地域の避難場所として地域防災に貢献する施設とする』とありますが、避難所にもさまざまな種類があります。具体的に求める機能をお示しください。	要求水準書(案)P25に記載のとおりです。
37	○			21	第2	3	(1)	ウ				一体となって	一体となって、地域の避難場所として地域防災に貢献する施設とすることありますが、新ごみ処理施設が避難場所としてどのような想定を行っているか、どのような設備を整えているか分かりません。新ごみ処理施設の機能について説明会等が開催が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.36をご参照ください。
38	○			21	第2	3	(1)					新ごみ処理施設との連携	新ごみ処理施設との連携を図るには、新ごみ処理施設の設計内容を熟知することが不可欠となっております。新ごみ処理施設の設計内容について説明会が開催が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	説明会開催の予定はありませんが、適切な情報開示を行うことで、公平性に十分に配慮します。不足資料等があれば、適宜ご相談ください。
39	○			21	第2	3	(1)					新ごみ処理施設との連携	新ごみ処理施設との連携を検討するために、入札時も検討が必要かと考えます。新ごみ処理施設の設計図書、スケジュール、施工計画等をご教示ください。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
40	○			21	第2	3	(2)	イ				環境保全・環境負荷低減	ZEBやCASBEEなど具体的な基準を求める予定はないということでしょうか。	ZEB Ready相当以上の基準を満たすことを必須とします。ただし、認証の取得は必須としません。
41	○			22	第2	3	(2)	ウ				表2-1	施設内の段差をなくす。とありますが、新ごみ処理施設との接続についても段差を無くす必要があります。新ごみ処理施設の関係する図面等の提供いつ頃行われるのでしょうか。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
42	○			22	第2	3	(3)	カ	(イ)			ガス	工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。とありますが、新ごみ処理施設の設計が既に行われており、具体的な金額の提示をお願いできないでしょうか。	設計業務期間に協議を行います。
43	○			23	第2	3	(3)	イ	(ア)			上水道	上水道は新ごみ処理施設整備事業者が引き込んだ給水管に接続するとの記載がありますが、水道管は新ごみ処理施設と同一のい管からの分岐となる理解でしょうか。その場合、運営に必要な量の給水を実施しても問題ない設計であるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。
44	○			23	第2	3	(3)	イ				上下水道	各引き込み箇所(計画位置等)の詳細をご教示ください。場所が未定の場合には入札時は応募者側で仮に設定すればよろしいでしょうか。その場合には入札時と実施時の位置が異なる場合に発生する費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
45	○			23	第2	3	(3)	ウ	(イ)			下水道	下水道は既存下水道への接続とすることと記載がありますが、1日の排水量に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	下水道法を順守してください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
46	○			23	第2	3	(3)	エ	(エ)			再計算	設計段階において再計算を行い、県との変更協議が必要となる。とありますが、県との協議で設計変更や工事費に影響が出る可能性があります。提案書提出前の事前協議は可能でしょうか。また、契約締結後の協議で、設計変更や工事費に変更が生じる場合には、事業者には一切の追加費用負担は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	前段：県との変更協議は、事業契約締結後の設計段階で調整池の詳細が決定してから行うものです。提案書提出前には実施できません。後段：設計変更や工事費変更の理由によるため、事業契約書に基づき負担者を決定します。
47	○			24	第2	3	(3)	オ	(ア)			電力	新ごみ処理施設工場棟のキュービクルから引き込みとしているが、新ごみ処理施設が点検等で余熱利用施設への電力供給を停止した場合でも、余熱利用施設や公園へは電力が供給されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.20をご参照ください。
48	○			24	第2	3	(3)	オ	(イ)			電力	工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。とありますが、新ごみ処理施設の設計が既に行われており、具体的な金額の提示をお願いできないでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.42をご参照ください。
49	○			24	第2	3	(3)	オ				電力	「新ごみ処理施設工場棟に設置するキュービクルからの引き込みとし、その費用及び工事区分については新ごみ処理施設整備事業者と協議する。」とありますが、入札時には費用算定は行わず協議後に方法等を決定し費用算出しその分を貴市からお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。入札時に費用を見込む必要がある場合には応募者の公平性を確保するために、一定の条件を設定していただくようお願いいたします。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.42をご参照ください。
50	○			24	第2	3	(3)	カ	(ア)			ガス	オール電化等の対応が可能な場合は、ガスの引込は必要ありませんか。	ガスの必要性については事業者にてご判断ください。提案書提出後、新たにガスの引込が必要になった場合にかかる費用は事業者負担となります。なお、本施設の趣旨を踏まえて、余熱利用は必須です。
51	○			24	第2	3	(3)	カ				ガス	「新ごみ処理施設整備事業者が、新ごみ処理施設区域に引き込んだ中圧管から分岐し引き込むこと。詳細は東京ガス及び新ごみ処理施設整備事業者と協議する。」とありますが、入札時には費用算定は行わず協議後に方法等を決定し費用算出しその分を貴市からお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。入札時に費用を見込む必要がある場合には応募者の公平性を確保するために、一定の条件を設定していただくようお願いいたします。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.42をご参照ください。
52	○			25	第2	3	(5)	イ	(ア)			防災計画	余熱利用施設は、芝生広場とともに一時避難場所として指定されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、避難場所として市が求める要件(避難人数、避難期間、備品等)はございますか。備蓄倉庫における備品計画の検討にも必要となるためご教示ください。	一時避難場所の指定はしません。地域の一時的な避難施設として位置づけます。求める要件は要求水準書(案)P25に記載のとおりです。
53	○			25	第2	3	(5)	イ	(イ)			余熱利用施設内機能	「備蓄倉庫を設け、毛布等の常備品を各諸室の広さに応じて準備しておくこと」と記載されていますが、飲料や食料等、買い替えが必要なものも含めて事業者の提案にて調達するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	○			25	第2	3	(5)	イ	イ			余熱利用施設内機能	災害時に大浴場を無料で利用できるようなする等、予め指定された業務で災害時等に発生する費用について、「実施方針 第1章 第1節 11-(1)-イ」に該当する費用として貴市が負担すると考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に基づき、双方協議のうえ、決定することになります。
55	○			26	第2	4	(1)	ア	(ア)	○		施設配置	浸水想定高さ以上の盛土を行うこととありますが、浸水深ランク5m以上の盛土を行わなければならないということでしょうか。また盛土が必要とされる理由をお教えいただけないでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.19をご参照ください。
56	○			26	第2	4	(1)					基本的な考え方	新ごみ処理施設の外観パース以外に外部の仕上げ仕様等もご提示いただけないでしょうか。	新ごみ処理施設の建物の外部仕上げは未定です。外構仕上げについては入札公告時にお示しします。
57	○			27	第2	4	(1)	イ	(イ)			備品	建設・工事監理業務に含めない備品についても、備品の物価スライド協議は別途に行えるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
58	○			27	第2	4	(1)	ウ				仕上計画	仕上計画は、新ごみ処理施設・と調和を図るとありますが、新ごみ処理施設の仕上計画は、提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.56をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
59	○			28	第2	4	(2)	ア		f		設備計画の考え方	ZEB化認証の取得は、必須ではなく提案の範囲と考えてよろしいでしょうか。	ZEB Ready相当以上の基準を満たすことを必須とします。ただし、認証の取得は必須としません。
60	○			28	第2	4	(2)	ア		f		設備計画の考え方	“ZEB化認証取得など”との表記があります。具体的な認証取得についてご指示はありますか。	ZEB Ready相当以上の基準を満たすことを必須とします。ただし、認証の取得は必須としません。
61	○			29	第2	4	(2)	イ	(ア)	j		照明・電灯、コンセント設備	新ごみ処理工場様を第1キュービクルとし、余熱利用施設を第2キュービクルとするという事でしょうか。	入札公告時にお示しする要求水準書閲覧資料9インフラ取合い点にて、電気の供給ルートをご確認ください。
62	○			29	第2	4	(2)	イ	(イ)	b		通信設備	「ギガらくWi-Fi」を使用し、とあるが、「ギガらくWi-Fi」の利用料金は市側の負担でよいでしょうか。	サービスの対価に含まれます。
63	○			29	第2	4	(2)	イ	(イ)	b		通信設備	「利用者向けのフリーWi-Fiは、原則、本市で運用中の公共無線LANを利用すること。回線はNTT東日本株式会社提供の「ギガらくWi-Fi」を使用し、本市の個別SSIDを利用する、と記載されていますが、通信料算定のため、現在の貴市とNTT東日本株式会社での契約内容をご教示いただけませんかでしょうか。	NTT東日本が提供している法人向けサービスの「ギガらくWi-Fi」をご確認ください。契約は事業者とNTT東日本で行い、SSIDのみ本市の個別SSIDを指定していただきます。
64	○			30	第2	4	(2)	イ	(オ)			発電設備	建物屋上等に太陽光発電設備を可能な限り設置すること。とありますが、新ごみ処理施設の施設イメージ図では、新ごみ処理施設から余熱利用施設の屋上まで散策路を設けるように描かれています。余熱利用施設の屋上には新ごみ処理施設と繋げる散策路は設置しないとの理解でよろしいでしょうか。	添付資料9久喜市新ごみ処理施設外観を参考に計画いただき、太陽光発電設備を可能な限り設置してください。
65	○			31	第2	4	(2)	イ	(ケ)	a		警備・防災設備	監視モニター(長時間録画機能付)は、具体的な時間はなく事業者の業務が問題なく行われれば、録画時間は事業者の提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	○			32	第2	4	(2)	エ	(ウ)	g		衛生設備等	トイレは、入口から男女が分からないようにするとは、どのようなことを求めているのでしょうか。	要求水準書(案)の該当部分を「トイレの入口は、性的少数者等に配慮できるよう工夫すること。」と修正します。
67	○			32	第2	4	(2)	エ	(ウ)	g		衛生設備等	“トイレは、入口から男女が分からないようにするなど”との表記があります。ご趣旨についてご教示下さい。	要求水準書(案)の該当部分を「トイレの入口は、性的少数者等に配慮できるよう工夫すること。」と修正します。
68	○			34	第2	4	(3)	ア	(ア)	h		プール機能	プールの素材(ステンレス、FRPなど)は、十分な塩素対策等を講じていれば、自由に選択できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、プール槽に関する要綱・基準等は遵守してください。
69	○			34	第2	4	(3)	ア	(ア)	k		プール機能	プールの各槽にろ過器を設けることとありますが、機器の能力が満たしていれば、複数槽で1台のろ過器とすることは可能でしょうか。	不可とします。
70	○			34	第2	4	(3)	ア	(ア)	m		水泳事業	想定している水泳事業の詳細(日数・学校数・回数・時間・監視員有無等事業者側の業務等)をご教示ください。	学校利用の実施を含め、詳細は未定です。なお、現在は、各学校・学年ごとに年1~4回程度の授業を行っています。対象は市内の中学校を想定しています。
71	○			34	第2	4	(3)	ア	(ア)	m		共通	「今後本市中学校の水泳授業を実施(予定)することを検討している。」と記載されていますが、現在の市内温水プールでの実施状況をご教示ください。	市内の中学校2校が1年次に年1回(2コマ)の授業を行っています。
72	○			34	第2	4	(3)	ア				プール機能	中学校の水泳授業の実施について、開始時期・実施期間・頻度などの予定をお示し下さい。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.70をご参照ください。
73	○			35	第2	4	(3)	ア	(エ)			スライダー	スライダーは必須でしょうか。また、グレードも多種多様ですが、どの程度のものをお考えでしょうか。	必須です。規模等は、事業者の提案によるものとします。
74	○			36	第2	4	(3)	ア	(キ)			プールサイド	プールサイドは学校利用を考慮しとありますが、児童または生徒は一度に何人程度の利用を見込んでいるのでしょうか。	学校利用の実施を含め、詳細は未定です。
75	○			36	第2	4	(3)	ア	(ク)	d		監視室	AED(自動体外式除細動器)は、リースやレンタルによる調達も可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
76	○			37	第2	4	(3)	イ	(ア)	f		大浴場	各槽にろ過器を設けること。とは、系統ごとではなく必ず各槽ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	○			37	第2	4	(3)	イ	(ア)	i		大浴場	災害時とは、停電時や高温水の供給がなくても入浴ができることを想定するのでしょうか。	新ごみ処理施設は災害時でも稼働することを想定しています。
78	○			37	第2	4	(3)	イ	(ア)	k		サウナ	サウナは必須でしょうか。	必須です。
79	○			37	第2	4	(3)	イ	(ア)	n		大浴場	将来的に、新ごみ処理施設で発生する二酸化炭素の量が分かればお教えいただけませんか。	現在、ごみ処理施設にて二酸化炭素の有効活用について検討しているところであり、詳細は、事業契約締結後の協議によるものとします。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
80	○			37	第2	4	(3)	イ	(ア)	n		大浴場	将来的に、新ごみ処理施設で発生する二酸化炭素を活用した炭酸風呂を設置できるよう検討するとありますが、新ごみ処理施設から発生する二酸化炭素はどの様に余熱利用施設に供給されるのでしょうか。またその費用は、市でご負担されるのでしょうか。	要求水準書を修正します。詳細は、事業契約締結後の協議によるものとします。
81	○			39	第2	4	(3)	オ	(ア)			飲食機能	100㎡以上の規模とありますが、客席のみの面積でしょうか、それとも厨房を含めた面積で良いでしょうか。	厨房を含めた面積です。
82	○			39	第2	4	(3)	オ	(ア)			飲食機能	100㎡以上の規模を必須とされているが、100㎡には厨房や調理員控え室なども含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	○			39	第2	4	(3)	カ	(ア)			更衣室及び脱衣室	施設(機能)ごとに全て個別に設置することも可とするが、できる限り統合し、効率よく運営できる配置を期待するとありますが、例えばプール機能用と温浴機能用を兼用とすることは認められるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	○			39	第2	4	(3)	カ	(イ)			プール機能用	プール機能用の更衣室は、学校利用時でも使用することが前提でしょうか。または、多目的室等の他室を利用することでも良いのでしょうか。	学校利用の実施を含め、詳細は未定です。
85	○			39	第2	4	(3)	カ	(イ)			プール機能用	プール機能用の更衣室を学校利用時でも使用する場合、ロッカー数(利用生徒数)はどの程度必要でしょうか。	学校利用の実施を含め、詳細は未定です。
86	○			41	第2	4	(2)	キ	(オ)			渡り廊下	表1-1整備対象施設に渡り廊下は含まれていませんが、余熱利用施設の工事範囲としては、渡り廊下の場所を確保すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。また、新ごみ処理施設との接続箇所、上足下足の利用など詳細が不明です。情報の開示は可能でしょうか。	前段:新ごみ処理施設事業との事業区域境界線まで、事業者にて渡り廊下を設置してください。詳細は、事業契約締結後の協議によるものとします。 後段:入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
87	○			41	第2	4	(2)	キ	(カ)	a		屋上	新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路との連続性・一体性を考慮することとし、スロープ等で直接公園に降りられるなど、利便性を考慮すること。とありますが、余熱利用施設の屋上に設けた散策路から公園へ降りられるスロープを設置する。とのことでしょうか。	お見込みのとおりですが、直接公園に降りられるスロープ等は、新ごみ処理施設の屋上庭園に設置予定の階段を利用することも満たすものとします。入札公告時にお示しします。
88	○			41	第2	4	(2)	ケ		b		外構	渡り廊下の下にキッチンカーの設置場所やイベント等で利用できる広場を設けることとありますが、イメージ図がありましたら、想定している渡り廊下のサイズと共に提示していただけませんか。また、十分な広さがないと思われる場合には、離れた場所に用意する提案も可能でしょうか。	前段:入札公告時にお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定) 後段:可能です。
89	○			41	第2	4	(3)	キ	(ウ)	g		公園管理室	公園管理室は、予熱利用の管理室と兼ねることは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
90	○			41	第2	4	(3)	キ	(オ)	a	c	渡り廊下	渡り廊下や散策路と接続すること。となっていますが、管理区分は明確に示されているのでしょうか。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
91	○			41	第2	4	(3)	キ	(オ)	c		渡り廊下	上部とはどのような渡り廊下を示しているのでしょうか。渡り廊下が上部と下部で2系統あるという意味でしょうか。また、新ごみ処理施設との接続は1階部分を想定しているのでしょうか。	入札公告時に図面をお示しします。(インフラ取合い点図面、全体配置図、渡り廊下等接続部計画図を予定)
92	○			41	第2	4	(3)	キ	(オ)	c		渡り廊下	余熱施設上部と接続を行うのは、新ごみ処理施設の散策路ではなく屋上庭園でも宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しする閲覧資料11新ごみ処理施設との敷地境界平面図をご確認いただき、新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路との連続性・一体性を考慮して計画してください。
93	○			41	第2	4	(3)	キ	ウ			公園管理室	「事務室は事業者用のみ設置する」と記載がありますが、どのような意味でしょうか?	市が使用する事務室は不要という意味です。
94	○			41	第2	4	(3)					公園管理室	公園内に別棟として設ける場合の整備費もサービス対価にて対応するということではよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。
95	○			42	第2	4	(3)	ク	(イ)			環境啓発機能	“新ごみ処理施設整備事業者が行う環境啓発事業等に協力すること。”との記載があります。具体的協力内容についてご明示下さい。	要求水準書を修正します。
96	○			42	第2	4	(3)	ク	(イ)			環境啓発機能	現時点で決定されている新ごみ処理施設整備事業者が行う環境啓発事業等についてご教示いただけませんか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.95をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
97	○			42	第2	4	(3)	ク				環境啓発機能	新ごみ処理施設整備事業への協力とはどのような事を想定されているのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.95をご参照ください。
98	○			42	第2	4	(3)	ケ	(ア)	c		サイン計画	多言語に対応した仕様とは、何か国の言語に対応したものを想定していますか。	事業者の提案によるものとします。
99	○			43	第2	4	(3)	ケ	(イ)	b		その他	雨水の利用方法は、トイレに限らず事業者が提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	○			44	第2	5	(1)	ア				公園整備の基本理念	本多静六博士の公園哲学・理念を取り入れることについて、市が具体的に定義づけるのではなく、事業者が独自の考えで提案すればよろしいでしょうか？また、どのような評価基準を設定される予定ですか？	前段：お見込みのとおりです。 後段：入札公告時にお示します。
101	○			44	第2	5	(1)	ア				公園整備の基本理念	【8つの基本理念について】 ・「3.久喜市の地域文化」と表現されていますが、地域文化とはどのようなものを想定されていますか？ ・「6.周辺の公園などと機能を連携」と記載がありますが、どの公園とどのような機能を連携することを想定されていますか？	久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園基本計画等をご参考ください。
102	○			44	第2	5	(1)	イ				ゾーニング	公園のゾーニングのイメージ図(駐車場ゾーン・新たな森つくりゾーン・憩い広場ゾーン・調整池ゾーン)の場所は変更してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
103	○			44	第2	5	(1)	イ				ゾーニング	駐車場ゾーン・新たな森つくりゾーン・憩い広場ゾーン・調整池ゾーンに面積の規定等がありましたらご教示ください。	面積の規定等はありません。
104	○			44	第2	5						土搬出入	場外残土搬出、土砂受入れについて、制約等がありましたらご教示ください。	残土等の搬出入ルートは事業者にて設定してください。搬出入先の指定はありませんが、事業者にて、適正処理が行われるよう確認し、報告してください。
105	○			45	第2	5	(1)	ウ				配置計画	将来的に整備予定の本多静六記念館の配置については任意とし、提案時にプロットすることになりますか？	お見込みのとおりです。
106	○			46	第2	5	(1)	オ	(イ)			植栽計画	「首踏けイチヨウ」の挿し木苗を譲り受け、とあるが、苗木は何本くらいあるのでしょうか。	89本を育成中です。
107	○			48	第2	5	(3)	ウ	(イ)	d		幼児用遊具	新ごみ処理施設で設置される幼児用遊具を踏まえ、重複しないようにすること。とありますが、新ごみ処理施設で設置される幼児用遊具が分かりません。パースや写真などが公開されるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では開示ができないため、詳細は、事業契約締結後に協議します。
108	○			48	第2	5	(3)	ウ	(イ)	d		幼児用遊具	“ごみ処理施設で設置される幼児用遊具を踏まえ、重複しないようにすること。”と記載があります。ごみ処理施設で設置される幼児用遊具は、ご開示頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.107をご参照ください。
109	○			48	第2	5	(3)	ウ				遊具	「新ごみ処理施設に設置(予定)される遊具を踏まえて計画」と記載がありますが、どのタイミングでどのように情報提供をされるかご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.107をご参照ください。
110	○			49	第2	5	(3)	カ				調整池機能	調整池の構造につきまして、浸透式、地下式構造、オープン式等の規定等がありましたらご教示ください。	構造の限定はしていません。
111	○			50	第2	5	(3)	カ	(オ)			調整池機能	滑り台とは、芝滑り等を想定すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、滑り台は例示であり、空間を有効活用する提案を期待します。
112	○			50	第2	5	(3)	キ				本多静六博士を顕彰する森	本多静六博士を顕彰する森において、本多氏の銅像等のモニュメントは必要でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
113	○			52	第2	5	(3)	サ	オ			駐車場	サブ駐車場の駐車場以外の活用提案とはどのようなものを想定していますか？	イベント等をイメージしますが、事業者提案に期待します。
114	○			53	第2	5	(3)	シ	キ			駐輪場	公園内に太陽光パネルを設置した場合、太陽光で作られた電力の「売却の可否、公園内での利用の場合の使用法等」は事業者提案ということで宜しいでしょうか？条件がありましたらご教示ください。	本施設での使用を前提としてください。
115	○			54	第2	5	(3)	ソ	(ア)			その他	提案施設は、単独での運動施設の提案は不可とするとありますが、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。	例えばテニスコートなど特定の個人が専用して使用する施設は不可とします。提案施設については、提案書提出前に、予め本市と協議ください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
116	○			55	第2	8	(1)	イ	(イ)			実施設計	(ア)と重複しているようですが、誤植でしょうか。	ご指摘のとおりです。設備設計図に修正します。
117	○			60	第3	2	(5)	ウ				建設期間中業務	工事監理業務内容は、民間連合の契約約款によることとありますが、プロジェクトファイナンスによる資金調達が見込まれるため、SPCと工事監理企業との契約は、同約款でなく、本事業に対応した契約内容となります。あくまで民間連合の契約約款に記載される業務内容が反映された契約を締結すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	○			60	第3	2	(5)					建設期間中業務	「(2)建設期間中業務」は「(5)建設期間中業務」が正でしょうか。	(2)建設期間中業務が正です。
119	○			64	第4	1	(3)	エ				業務遂行上の留意点	愛称募集とは別にネーミングライツは考えていないと理解でよろしいでしょうか？(市が別途、ネーミングライツを募集した場合に公園や余熱利用施設に企業イメージがついてしまい事業者のコンセプトと異なってしまう可能性があるため、ネーミングライツの導入について確認させてください。)	ネーミングライツを導入する場合は、市が別途、公募する予定です。
120	○			64	第4	1	3)	エ				業務遂行上の留意点	「本市が本施設の愛称を募集することした場合、事業者は、本施設の愛称を募集するとともに、選考に伴う業務を支援すること」とありますが、具体的な業務をご教示ください。	協力業務としては、ホームページでの愛称募集や、看板設置等を想定しています。
121	○			65	第4	2	(2)					開館式典等の実施業務	開館・開園式典は本市が主催し、とあるが、会場の設営費用については、市側のご負担との理解でよろしいでしょうか。	サービスの対価に含まれます。
122	○			65	第4	2	2)					開館式典等の実施業務	開館式典について、市が主催とのことですので、費用は市が負担という認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.121をご参照ください。
123	○			65	第4	2						開館式典	開館式典や内覧会へ想定出席者数をご教示ください。	未定です。
124	○			65	第4	3	2)	イ				公共施設予約システム	P15に「予約方法は事業者提案にする」と記載がありますが、こちらでは「本市が運用している公共施設予約システムを利用すること」とありますが、どちらが正しいでしょうか。	本市が運用している公共施設予約システムを利用することが可能です。
125	○			65	第4	3	(2)	イ				予約受付・利用許可業務	利用者の利便性向上のため、多目的室の予約方法も貴市で運用している公共施設予約システムを使用するという提案でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	○			67	第5	1	(3)					維持管理業務に係る仕様書	維持管理業務は、要求水準に記載の内容の他、「資料7 主な維持管理業務項目詳細一覧(参考)」を標準案とし、これと同等あるいは上回る水準で実施するものとするとの記載がありますが、資料7を確認いたしますと過剰な点検回数や記載の点検回数では不足する項目も考えられるため、資料7を参考に法令をみたしたうえで、事業者の提案とさせていただきませんか。	資料は参考であり、事業者による提案を期待します。
127	○			68	第5	1	(7)	イ	(イ)			業務実施体制の届出	維持管理業務責任者は本施設内の常駐は必須でないとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
128	○			71	第5	2	(4)	エ				調整池等の機能保守管理、非常時対応、緊急点検業務	大雨後において、敷内排水路や公園東側水路の除塵機の巡視を行い、正常に排水しているか点検し、速やかに市へ報告することと記載がございますが、当該除塵機の管理は市であり、あくまで事業者は状況を報告するという理解でよろしいでしょうか。	除塵機の管理については、要求水準書(案)P77 清掃業務(公園等)ク、同P94 公園全体に係る日常運営業務クも併せてご確認ください。
129	○			74	第5	5	(2)	アイ				芝生・植栽管理業務	ア)管理等を適切に行う。とありますが、植栽を適切に管理したとしても樹木の伝染病等で立ち枯れてしまうことも想定されます。伝染病等による立ち枯れは、市の負担または、不可抗力として頂けませんでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
130	○			74	第5	5	(2)	イ				芝生・植栽管理業務	天然芝を植えた場合、開業時に養生期間となってしまうことも想定されます。全面、または部分的な養生でも今後の利用促進につながるのであれば、許容頂けるのでしょうか。	可能とします。
131	○			74	第5	5	(2)	イ				芝生・植栽管理	利用状況を踏まえ、養生期間を設ける等、良好な状態を維持できるよう管理・運営を行うことと記載がございますが、要求水準を保つため、状況に応じ一部芝生を立入禁止にし、芝生育成につとめることも可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
132	○			75	第5	6	(1)	イ	(ア)			プール	水質の維持管理等の参考にするため、施設利用者数を常に把握することと記載がございますが、維持管理業務として、常にプール利用者を把握することは困難であるため、施設利用者をカウントするカウンターと表示機を設置することを設計の要求水準へ追加いただけますでしょうか。	原案どおりとします。SPC内の業務分担については、事業者の提案によります。
133	○			77	第5	6	(4)	オ				清掃業務(公園等)	「池及び流れ、噴水等は、排水に支障なく、また衛生的な環境で遊ぶことができるよう清掃を行う」とありますが、どのような水質基準で維持管理する必要がありますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
134	○			77	第5	6	(4)	ク				清掃業務(公園等)	設置予定の除塵機は、どのような規模のものを想定していますでしょうか。	未定です。
135	○			78	第5	6	(5)	ア				廃棄物処理業務	ごみの収集・運搬・処分費は全て事業者負担という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	○			80	第5	8	(5)					修繕業務	修繕に必要な経費を、本市は毎年度支払うこととする。とありますが、支払われる経費は事業期間全体の修繕費を均等割りした費用の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	○			80	第5	8						修繕業務	大規模修繕が必要と想定される場合については長期修繕計画にて見込んだ上で、市が別途発注することとなりますか？ また、その場合の発注先は事業者となりますか？	前段：お見込みのとおりです。 後段：別途の入札を予定しています。
138	○			82	第6	1	(6)					各種提案	年に1回以上実施する利用者向けアンケートの内容(意見徴収項目、実施方法等の詳細内容)は事業者が提案するイメージでしょうか？ また、アンケート対象人数について指定がありましたらご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
139	○			84	第6	1	(8)	エ				指定管理者制度等	指定管理者として指定する期間は最初に事業期間全体を通じて指定されますか？それとも一定期間(10年)での更新となりますか？	事業期間を通じて指定します。
140	○			84	第6	1	8)	カ	(ア)			健康診断	「施設従業者の健康診断を年1回以上行うこと」とありますが、労働安全衛生法で義務付けられている対象者という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
141	○			89	第6	2	(8)	ア	(ア)			事業報告書の作成	事業者は、事業期間中、毎事業年度の事業報告書(収支決算書を含む)を作成とありますが、事業者とはSPCとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
142	○			96	第6	6						自主事業	公園の設置目的に合致するか否かの判断については、その都度市と協議することとなりますか？	お見込みのとおりです。提案書提出前に、本市と協議ください。
143	○			96	第6	6						自主事業	ネーミングライツ及び広告事業は提案不可ということでしょうか？ それとも、収入が市に帰属するということでしょうか？	不可とします。
144	○			96	第6	6						自主事業(任意)	「自主事業」「提案施設」「付帯施設」の違いについて、例を挙げてご教示ください。 また、「自主事業」「提案施設」は本事業における施設を利用、「付帯施設」は別の建築物を設置」という認識で宜しいでしょうか？	実施方針に関する質問回答No.6をご参照ください。
145	○			97	第6	7						提案施設の運営(任意)	公園の提案施設として有料遊具を提案することは可能ですか？	不可とします。公園施設のうち、飲食店、売店その他当該施設から収益が生じる施設については、付帯施設として提案ください。
146	○			97	第6	7						提案施設の運営(任意)	付帯事業を含めて提案書提出前に協議を行うとのことですが、提案書提出直前まで個別に協議に応じて頂けるということでしょうか？	随時協議は可能ですが、最終的に、個別対話等の機会に確認を取ってください。
147	○			97	第6	7						提案施設の運営(任意)	「予定価格の範囲内」とは、提案するサービス対価の中を含めた提案という認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
148	○			98	第7			ウ				付帯施設	設置管理許可期間は最長10年とする。ただし、協議により更新することは可能である。とありますが、付帯施設は、維持管理・運営期間中の途中で閉鎖及び撤退しても良いということでしょうか。また、付帯施設が撤退した後は、解体し、さら地での返却となるのでしょうか。	不可とします。
149	○			98	第7			エ				付帯施設使用料	付帯施設に関する土地の使用料は、概ね1平米あたり年間幾らくらいになりますでしょうか。 ●円/mなど具体的にお願いします。	入札公告時にお示します。
150	○			98	第7							付帯施設	付帯施設としてバーベキューエリアの利用促進を図る目的での施設を提案することは可能ですか？	可能です。提案書提出前に、本市と協議ください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
151	○			98	第7							付帯施設	使用料については事業者が提案し、その多寡が評価の対象となりますか？	実施方針に関する質問回答No.42をご参照ください。
152	○			98	第7							付帯施設	数日程度の短期間の場合とは、どのようなケースを想定されていますか？ 仮設のような施設も認められるのでしょうか？ その場合も行為許可ではなく設置管理許可となり、年額での負担となりますか？	要求水準書を修正します。
153	○			98	第7							付帯施設	1敷地1建物の原則に配慮するに当たり、建築基準法に沿った計画を前提として、敷地分割のみで分筆しない提案も可能でしょうか？	不可とします。
154	○			30 53	第2	4 5	(2) (3)	イ シ	(オ) (キ)			発電設備	建物屋上や駐輪場上部に太陽光発電設備を可能な限り設置することありますが、新ごみ処理施設から十分な電気が無償供給された場合でも設置しなければならないのでしょうか。また必要とされる理由をお教えいただけませんか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：ゼロカーボンシティの実現に向けた環境啓発のためです。
155		5										必要諸室リスト	混浴機能やトレーニング機能、カルチャールーム等に、「40名以上、40名程度、100名」等、人数の記載がありますが、これらの人数はどのような根拠に基づいた人数でしょうか？	過去に実施した本事業における調査結果等を参考に設定しています。
156				7	第1	4	(6)						ごみ処理施設から供給される電力の想定量をご教示いただけませんか。 また本施設等に設置する太陽光パネルで発電する電力は自家利用を想定するというものですので、事業者としては余熱利用施設での電力使用量を想定し、ごみ処理施設からの供給量を超える分を発電する太陽光パネルを設置するという計画で宜しいでしょうか。	前段：現時点で開示はできませんが、本施設で使用する電力はすべて賄える想定です。 後段：太陽光パネル設置はゼロカーボンシティの実現に向けた環境啓発が主な目的であることをご理解ください。
157	○	7		2	第5	1	②					ホルムアルデヒド等	ホルムアルデヒドの測定回数は初年度、1回法定の期間内にて実施し、基準を超過しない場合、翌年より実施しないということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
158	○	7				2	(2)					①電気設備	v)直流電源設備(非常照明)の点検回数が年2回となっておりますが、 <u>建築基準法第12条</u> に基づく建築設備定期検査は年1回と定められております。本件でも法令に基づき年1回の点検としていただけませんか。	原案どおりとします。建築基準法に基づく点検を含む趣旨で記載しています。
159	○	7				2	(2)					①電気設備	ix)自動火災報知設備等(消防法に基づく設備)の点検回数ですが、消防法では総合点検は年1回、 <u>外観・機能点検は年2回(6ヶ月以内毎に1回)</u> と定められております。本件でも消防法に基づき外観・機能点検は年2回としていただけませんか。	誤記のため、要求水準書 添付資料を訂正します。
160	○	7				2	(2)					②空調換気設備	【i)空調設備 ii)換気設備 iii)自動制御設備】の点検が年2回となっておりますが、空調システムや換気設備の容量等に合わせた回数(年1~3回程度)で提案させていただいてもよろしいでしょうか。冷暖房切り替えの無い空調システムを採用した場合は、必ずしも年2回の点検が必須とは限りません。	設置する機器に応じて、適切に提案いただくことで差し支えありません。
161	○	7				2	(2)					②空調換気設備	iv)防火設備(建築基準法)ですが、 <u>建築基準法第12条</u> に基づく防火設備定期検査は年1回と定められております。本件でも法令に基づき年1回の点検としていただけませんか。	建築基準法に基づく点検を含む趣旨で記載しています。
162	○	7				2	(2)					②空調換気設備	iv)防火対象物の定期点検(消防法)の点検回数ですが、 <u>消防法の防火対象物定期検査報告</u> では年1回と定められております。本件でも消防法に基づき年1回としていただけませんか。	消防法に基づく点検を含む趣旨で記載しています。
163	○	7				2	(2)					②空調換気設備	v)排煙設備の点検回数ですが、 ①建築基準法第12条に基づく建築設備定期検査は年1回と定められております。本件でも法令に基づき年1回の点検としていただけませんか。 ②消防法では総合点検は年1回、外観・機能点検は年2回(6ヶ月以内毎に1回)と定められております。本件でも消防法に基づき外観・機能点検は年2回としていただけませんか。	①建築基準法に基づく点検を含む趣旨で記載しています。 ②誤記のため、要求水準書 添付資料を訂正します。
164	○	7				2	(2)					②空調換気設備	vii)フロン排出抑制法対象機器の定期点検の回数が年1回となっておりますが、フロン排出抑制法では圧縮機の容量により定期点検の求められている周期が異なります。本件でも定期点検の回数は法令に基づいた周期(年1回~3年1回)としていただけませんか。	設置する機器に応じて、適切に提案いただくことで差し支えありません。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
165	○	7				2	(2)					④その他の設備	ii)消火設備の点検回数ですが、消防法では総合点検は年1回、外観・機能点検は年2回(6ヶ月以内毎に1回)と定められております。本件でも消防法に基づき外観・機能点検は年2回としていただけないでしょうか	誤記のため、要求水準書 添付資料を訂正します。
166	○	7				4	(2)					ii)植栽の剪定～	樹木消毒の回数が年3回となっておりますが、IPMの考え方を取り入れた管理が望ましいと考えておりますので、消毒の実施回数は事業者の提案としていただけないでしょうか。	可能とします。
167	○	7				5	(2)					②定期清掃業務	ix)地下タンク及び埋設配管等の清掃が年1回となっておりますが、 ①地下タンクとは非常用発電機等の燃料を貯蔵するタンクを示しておりますでしょうか。 ②①の認識で合っている場合、清掃ではなく消防法に基づく年1回の点検と読み替えてよろしいでしょうか。 ③埋設配管とは雑排水管を示しておりますでしょうか。	①②お見込みのとおりです。 ③消防法に基づくものです。
168	○	9		21	第2	3	(1)	ア				新ごみ処理施設との連携	新ごみ処理施設との“一体性に配慮した建築デザインや施設配置とすること”を求められております。 本事業の計画にあたり、『新ごみ処理施設整備運営事業』の詳細施設整備内容は、開示頂けると考えて宜しいでしょうか。開示頂ける場合、どのような資料開示があるかご教示下さい。	新ごみ処理施設との一体性に関する資料は入札公告時にお示しします。
169	○	9		21	第2	3	(1)	ア				新ごみ処理施設との連携	新ごみ処理施設との“一体性に配慮した建築デザインや施設配置とすること”を求められており、添付資料9の施設イメージには、新ごみ処理施設と余熱利用施設が2F、3Fでも繋がるイメージ図となっています。新ごみ処理施設と余熱利用施設の接続は、提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、入札公告時にお示しする閲覧資料11新ごみ処理施設との敷地境界平面図を参考にしてください。
170	○	9		21	第2	3	(1)	ア				新ごみ処理施設との連携	新ごみ処理施設との“一体性に配慮した建築デザインや施設配置とすること”を求められており、添付資料9の施設イメージには、新ごみ処理施設と余熱利用施設が2F、3Fでも繋がるイメージ図となっています。新ごみ処理施設とつなぐ位置等の図面をご提供いただけますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
171	○		9	22	第2	3	(3)					インフラ	新ごみ処理施設建物内から接続するインフラの取り合い点の位置設定にあたりましては、余熱利用施設施工者が新ごみ処理施設整備事業工区内での工事が必要となります。 両事業とも同時期の施工となるため、インフラの取り合い点については両事業者の交錯をご考慮頂き、建物外または建物壁面での取り合い点設定となると理解してよろしいでしょうか。	新ごみ処理施設事業との事業範囲境界線にて取り合うこととなります。詳細は入札公告時にお示しします。
172	○		9	24	第2	3	(3)	オ	(ア)			電力	“その費用及び工事区分については新ごみ処理施設整備事業者と協議する。”とあります。 基本的な工事区分の考え方をご提示頂き、必要に応じ協議をすることでないと、当事者間での協議は難しいものと思料します。 閲覧資料9にて、インフラ取り合い点の明確な設定がなされると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	○		9	24	第2	3	(3)	カ	(ア)			ガス	“その費用及び工事区分については新ごみ処理施設整備事業者と協議する。”とあります。 基本的な工事区分の考え方をご提示頂き、必要に応じ協議をすることでないと、当事者間での協議は難しいものと思料します。 閲覧資料9にて、インフラ取り合い点の明確な設定がなされると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
174	○		9	24	第2	3	(3)	ケ	(ア)			熱供給管	“その費用及び工事区分については新ごみ処理施設整備事業者と協議する。”とあります。 基本的な工事区分の考え方をご提示頂き、必要に応じ協議をすることでないと、当事者間での協議は難しいものと思料します。 閲覧資料9にて、インフラ取り合い点の明確な設定がなされると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。合わせて添付資料8熱供給に関する資料もご確認ください。